



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース 13号
2019年7月12日



〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

岐阜県は具体的に主張と立証をすべき

5月20日岐阜地方裁判所で約半年ぶりに口頭弁論が開かれました。今回も傍聴席はほぼ満席となりました。

これまでの口頭弁論で岐阜県は、中電の子会社作成の「議事録」で明らかな警察の行っていた市民監視について一切「認否」をしていませんでした。

さらに、県側は「被告準備書面(1)」で警察による情報収集活動の違法性について、警察の責務を達成するため任意手段で行われる限り、特別の根拠規定がなくとも警察法第2条第1項に基づき適法であると主張してきています。

今回の口頭弁論で原告代理人は、原告らは「そもそも警察に目を付けられ、個人情報収集されるいわれはない。『適法』と言うなら、岐阜県こそが具体的に主張と立証を行うべき」と釈明を求めました。池町裁判長は、今後の進行に関して県側に「個人情報の収集について必要性や妥当性など具体的な事情に基づいた主張をしてはどうか」と促しました。



次回口頭弁論のご案内

日時：**7月31日(水)** 13時30分～
場所：**岐阜地方裁判所 301号法廷**

13時～ 裁判所前集会
13時15分～ 入廷
13時30分～ 口頭弁論
14時～ 報告集会(弁護士会館)

6月2日「もの言う」自由を守る会3周年総会

6月2日、3周年目となる総会を開催しました。稲葉當意共同代表の開会挨拶の後、記念講演に入りました。今回はあえて「”わざわざ”私が福岡から大垣の弁護士に加わったわけ」という演題の記念講演を弁護団の武藤糾明弁護士にお願いし、長く日弁連などで情報問題に取り組んできた立場から、この問題の全国的な意義について話して頂きました。以下は記念講演の要旨そのものではなく、改めて武藤弁護士が皆さんに伝えたいことをまとめて頂いたものです。



武藤糾明弁護士から

監視社会と大垣事件

1 監視社会の現状

現在の監視カメラは、一定程度以上の画素数で録画されると、人の顔を指紋のように分析して、通りかかった人がどこの誰であるか特定できるようになっています。デジタル画像の中から、人の顔に当たる部分をまず抽出し、その特徴点をとらえて、あらかじめ登録された人物のデータベースとわずか数秒で何万人とも照合ができます。

中国では、数億台の監視カメラが公共空間に設置され、歩行者が赤信号を無視するとすぐに罰金が自動的に科されたり、政府批判を行う政治犯を含む指名手配犯が3000人以上逮捕されたりしているとの報道もあります。

我が国では、2008年に、東京都が「10年後の東京への実行プログラム」を作成し、テロリストや指名手配犯の検挙のため、平面の写真を立体視できるようにして、警視庁に保存する顔のデータと、送信される監視カメラデータを照合できるようにすることを目標としました。

2014年度には、警察庁が5つの都県の警察に対して顔認証装置を配布し、「組織犯罪」に対して使用しています。その組織犯罪も、暴力団に限定されているわけではなく、外延がはっきりしません。そもそも法律に基づいて運用されていません。

顔認証データは、指紋の1000倍の本人確認の正確性を有しているとき

れています。また、自分で指紋を押捺することなく、監視カメラの前を通っただけで顔認証データを知らない間に収集されてしまいます。そのため、いったんターゲットにされると、密かに過去から将来までの行動を検索することすら技術的には可能です。



従って、監視カメラの画像は、公正中立な第三者である裁判所の令状によって収集すべきであり、どのような場合に顔認証装置を捜査に利用できるのかについては、あらかじめ法律で要件を定めるべきです。これは、欧米民主主義国家であれば当然のルールです。我が国は、デジタル捜査が飛躍的に進展した現在、適正なルール作りとそれに従った運用を確立できていない点で国際的に遅れており、市民のプライバシー

が侵害されています。

2 大垣事件

公安警察は、情報機関として、テロリストなどを監視するのが仕事であり、必要なく市民を監視することは許されません。

北朝鮮や中国であればともかく、民主主義国家においては、単に政府批判を行うだけの行為は決して犯罪ではなく、民主主義の基盤をなす表現行為として手厚く保護されるべきですから、建前として、これを理由として監視することはできません。

ところが、許されないはずの行為が長年にわたって、かなり大規模になされていることを明るみに出したのがこの大垣事件ではないでしょうか。

私は、戦後50年間にわたって不合理な隔離政策が続けられてきたハンセン病国賠訴訟や、戦後40年間にわたって予防接種時の注射器の連続使用が続けられてきたB型肝炎訴訟にかかわってきました。堂々と継続される不法行為の積み重ねに、被害者が「嫌だ」と、または行為者が「もうやめよう」と声を上げることが逆に難しくなることもあります。

明確なルールも実効的な監督もなく違法な監視行為が継続されないよう、民主主義国家にふさわしい情報機関の活動となるよう、何らかの民主的コントロール化を図るきっかけとなるよう社会に問題提起を行うのが、この裁判の社会的役割だと考えます。

総会-続き

記念講演の後、弁護団からの報告を行い、総会に続き
ました。参加者から質問や意見が出されました。

今後の活動方針として、会員の拡大のほか、抹消請求の追加提訴を受けて
の新たな署名活動を展開していこう、ということも決まりました。次回口頭
弁論までには、新たな署名用紙を作成したいと思います



“伊舞木座”のお二人が、この事件をテ
ーマとしたオリジナルソング「もの言う自
由を」を歌って下さいました。



～もの言う自由を～
今 私たちは ものを言う
自由と命を 守るため
まっすぐに前を向いて咲く
あのガーベラの花のように
誰かではない 明日は私
あなたかもしれない だけど
人はものを言い 知恵を寄せ合い
つながりあって 生きて行くもの
(抜粋)

また、ガーベラプロジェクトから、
2回目となる8万円のカンパが寄せら
れました。(※)

※ ガーベラの花言葉は「希望」「常
に前進」。この花言葉に魅せられた女
性達が、こつこつガーベラのブローチ
を作成・販売して、カンパして下さいます。感謝！！(ニュース7号参照)



**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》

ゆうちょ銀行振替

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会